

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長 橋本 太郎

東京都中央区月島一丁目 14 番 7 号
ブロードメディア・スタジオ株式会社
代表取締役社長 橋本 太郎

ブロードメディア株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 11 月 27 日付新設分割計画書（以下「本件新設分割計画書」といいます。）に基づき、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社のスタジオ・プロダクション本部で行っていた日本語字幕・吹替、聴覚障がい者向け字幕、視覚障がい者向け音声解説、番組宣伝等の制作事業に関して有する権利義務を、新たに設立するブロードメディア・スタジオ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

分割会社及び新設会社が、本件分割に関して会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2026 年 4 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

本件分割は、簡易新設分割（会社法第 805 条）に該当し、同第 805 条の 2 ただし書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本件分割は、簡易新設分割（会社法第 805 条）に該当し、同第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本件分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 27 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本新設分割により新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本件新設分割計画書の定めるところにより、2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社からスタジオ・プロダクション本部で行っていた制作事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上